

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、水産動植物の採捕禁止（昭和61年4月11日佐海調指示第1号）の一部を次のとおり改正する。

平成24年6月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎眞澄

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、沿岸漁場整備開発事業により造成された小規模増殖場（佐渡市稲鯨地先）の保護のため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。</p> <p>禁止海域</p> <p>次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域</p> <p>点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1, 420メートルの点</p> <p>点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2, 340メートルの点</p> <p>点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2, 765メートルの点</p> <p>点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1, 695メートルの点</p> <p>付記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この指示は、<u>試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。</u></p>	<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、沿岸漁場整備開発事業により造成された小規模増殖場（佐渡郡相川町大字稲鯨地先）の保護のため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。</p> <p>禁止海域</p> <p>次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域</p> <p>点ア 佐渡郡相川町稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1, 420メートルの点</p> <p>点イ 佐渡郡相川町稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2, 340メートルの点</p> <p>点ウ 佐渡郡相川町稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2, 765メートルの点</p> <p>点エ 佐渡郡相川町稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1, 695メートルの点</p> <p>付記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この指示は、<u>佐渡海区漁業調整委員会が認めた試験研究等のための水産動植物の採捕には適用しない。</u></p>